

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月16日
【会社名】	株式会社ブリヂストン
【英訳名】	BRIDGESTONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役 Global CEO 石橋 秀一
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(6836)3125
【事務連絡者氏名】	人的創造性向上部門長 水上 雄介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	03(6836)3001(代表)
【事務連絡者氏名】	人的創造性向上部門長 水上 雄介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 226,002,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年2月16日付で2023年12月期連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)の連結業績の概要を公表、また、同日付けで臨時報告書を提出いたしました。これに伴い、2024年1月26日に提出した有価証券届出書について当該連結業績の概要を添付書類に追加し、また、当該臨時報告書を参照書類に追加のうえ、併せてこれに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
  - 第1 参照書類
  - 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

2023年12月期連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第104期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第105期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月15日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第105期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月9日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第105期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月31日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2023年4月21日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を2023年6月22日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2023年9月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

## 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第104期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月28日関東財務局長に提出

## 2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第105期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月15日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第105期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月9日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第105期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

## 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月31日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2023年4月21日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を2023年6月22日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2023年9月28日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を2024年2月16日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書及び四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年1月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書及び四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月16日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。